

犬山市立図書館ネーミングライツスポンサー募集要領

1 目的

犬山市では、犬山市立図書館にふさわしい愛称（事業者名や商品ブランド名など）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する事業者（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）を募集します。

ネーミングライツスポンサーは、犬山市立図書館に事業者名などの愛称を表示することにより、事業者名や商品ブランド名を幅広くPRすることができるほか、ネーミングライツ料の支払いによる本市への財政支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集概要

(1) 応募資格

ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」という。）を対象とします。ただし、以下の項目に該当するものを除きます。

ア 政治的または宗教的活動が目的の法人等

イ 犬山市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業を営む者

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

エ 募集要領の施行開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、本市から指名停止措置を受けているもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

カ その他、ネーミングライツスポンサーとなることが適当でないと犬山市が認めるもの

(2) ネーミングライツの対象

名称	犬山市立図書館
所在地	犬山市大字犬山字東古券 322 番地 1
敷地面積	3,601.77 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	5,000.63 m ²
年間利用者数	約 95,000 人
年間貸出冊数	約 350,000 冊

(3) ネーミングライツ料

年額 10 万円以上（消費税及び地方消費税抜き）

(4) 契約期間

3 年以上（契約期間の満了にあたり、契約の継続希望があれば更新を可能とします。）

(5) 愛称の使用開始日

市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて両者で協議することと

します。

(6) 命名における条件等

ア ネーミングライツスポンサーは、犬山市立図書館の愛称として事業者名や商品ブランド名などを付けることができます。ただし、図書館としての愛称であることを明確にするため、「図書館」「ライブラリー」などの字句を含んだ愛称としてください。

また、可能であれば「犬山」の地名を入れるよう努めてください。

イ 命名していただくのは愛称であり、犬山市立図書館の正式名称を変更するものではありません。

ウ ネーミングライツスポンサーであることを、自社の管理する媒体（ウェブページ、出版物等）で表示することができます。

カ 犬山市広告掲載事業実施要綱第3条第1項及び犬山市広告掲載基準第5条各号に定める内容の名称は除きます。

キ 愛称の命名以外のメリットは以下のとおりです。このほかに希望する事項があれば協議に応じます。

看板（指定場所、設置数等は契約に向けた協議時に応相談）、貸出レシート、印刷物、ウェブページ、パンフレットなどへの愛称の表示

ク ネーミングライツスポンサーは、犬山市立図書館の運営や活動内容に関与することはできません。

(7) 提案にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、提案者の負担とします。

- 1 提案及び契約締結に係る諸費用
- 2 施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用
- 3 新規の看板設置、既存の看板の付け替え費用
- 4 看板の維持管理費用
- 5 その他希望事項に対する費用負担

※契約期間満了後、契約を更新しない場合、提案者の負担で原状回復を行っていただきます。なお、本市ホームページの表示変更は本市の負担で行います。

3 提案方法

(1) 審査の流れ

① 事前相談の申し込み

提案者は命名における条件などの確認が必要なため、事前相談申込書（様式1）を記載し、後述の「(2) 提出書類①」に記載されている添付書類を添付し、必ず事前相談を実施してください。

② 提案書の提出

①の事前相談終了後、提案者は、提案書（様式2）を提出し、具体的な提案をしていただきます。その際には後述の「(2) 提出書類②」に記載されている添付書類を併せて提出してください。

③ 市民等からの意見募集

提案のあったネーミングライツの導入について、犬山市公式ホームページで市民等からの意見募集を行います。ここで得られた意見は、次の④にある審査の際に報告されます。

④ 犬山市ネーミングライツ審査委員会（審査）

本市の全庁会議である「犬山市ネーミングライツ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査・決定を行います。提案金額や契約年数、希望する愛称など提案内容について審査し、審査結果は文化スポーツ課より提案者に通知します。

(2) 提出書類

① 事前相談時

ア 事前相談申込書（様式1）

イ 愛称表示に商品名やイラスト等を使用する予定がある場合は、当該商品やイラスト等の概要がわかるもの〔任意様式〕

※必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

② 提案書提出時

ア 提案書（様式2）

イ 看板（指定場所以外も含む）への愛称表示に係る提案書（看板の規格、構造、デザインイメージがわかるもの）と、愛称表示に商品名やイラスト等を使用する場合は、当該商品やイラスト等の概要がわかるもの〔任意様式〕

ウ 法人等の概要（パンフレット等）

エ 直近3ヵ年の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

カ 法人税、県税、市町村税（犬山市関係分のみ）の各納税証明書

キ 役員に関する調書（様式3）

※必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

(3) 提出部数

1部

(4) 受付期間

随時（毎月末締切）

※申し込みがあった場合は申し込みがあった月の月末に募集を終了します。その後、審査の結果または契約締結に至らなかった等の理由により募集を再開する場合があります。

(5) 提出先

ア 持参の場合

犬山市立図書館まで持参してください。受付時間は開館日の午前10時から午後6時までとします。

イ 郵送の場合

犬山市立図書館まで郵送してください。受付時間は毎月の最終開館日の午後6時必着とします。送付先は下記「9 問合せ先」に記載しています。

(6) 留意事項

- ア 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
(ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません。)
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。
また、情報公開請求があった場合には、犬山市情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがあります。
- エ 提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- オ 提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

4 契約の締結方法

本市と審査委員会において、ネーミングライツスポンサーとして決定した提案者と契約書の締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。

審査等の段階で、提案内容の一部修正を協議する場合があります。この場合、修正協議が調べば、提案内容と契約内容が異なることとなります。

5 契約解除等

契約期間中、ネーミングライツスポンサーが「2（1）応募資格」に規定する提案できない者に該当する、または該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市または犬山市立図書館のイメージが損なわれた、または損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツスポンサーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取消または解除することがあります。

なお、契約解除等に伴い発生する費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

6 リスク負担

(1) ネーミングライツスポンサーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合のすべての責任と負担は、ネーミングライツスポンサーが負うこととします。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツスポンサーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

7 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払いは毎年度4月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については、本市が指定する期日までに納付することとします。なお、支払いは年度毎の一括払いとします。

また、感染症等により施設の利用を市が制限する場合もネーミングライツ料は減額しません。

8 その他

- (1) 本要領に規定のない内容については、犬山市提案型ネーミングライツスポンサー募集ガイドライン及び犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準のほか、関係法令及び例規に基づき、審査委員会または市で決定します。(決定にあたり提案者をはじめ関係者との協議を行う場合があります。)
- (2) 看板掲示にイラスト(ロゴ、マーク、エンブレムなど)を予定する場合は、愛称と共に事前相談時に記してください。確定内容である必要はありませんが、契約締結後の大幅な変更は認めません。なお、ロゴやマークについては、当該申込をした提案者が権利を有する登録商標であることが前提となります。

9 問合せ先

犬山市教育部文化スポーツ課 犬山市立図書館
〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券 322 番地 1
電話 0568-62-6300 FAX 0568-62-4757
E-mail 070301@city.inuyama.lg.jp

附則

この要領は、令和5年1月24日から施行する。